

Aichi-Startup 推進ネットワーク会議設置要綱

(名称)

第1条 本会は、Aichi-Startup 推進ネットワーク会議（以下、「推進ネットワーク会議」という。）という。

(目的)

第2条 推進ネットワーク会議は、愛知県を含む地域のスタートアップ・エコシステムの構築によるイノベーション創出を目的とする。

(事業)

第3条 推進ネットワーク会議は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事業を行うものとする。

- (1) スタートアップ・エコシステム構築に係る地域の取組の情報共有と発信
- (2) 会員による個別事業の連携や共同事業等の実施
- (3) その他推進ネットワーク会議の目的を達成するために必要な事業

(構成)

第4条 推進ネットワーク会議は、第2条の目的に賛同する企業、大学、経済団体、支援機関、金融機関、関係団体、学識経験者、行政機関等（以下、「会員」という。）で構成する。

- 2 推進ネットワーク会議の会員になろうとする者は、会員登録申請フォームにより申請するものとする。
- 3 会員が推進ネットワーク会議を退会しようとするときは、その旨を届け出なければならない。

(会長)

第5条 推進ネットワーク会議に、会長を置く。

- 2 会長は、愛知県知事をもってあてる。

(職務)

第6条 会長は、推進ネットワーク会議を代表し、会務を総理する。

- 2 会長が事故等により不在のときは、会長が指名する者がその職務を代理する。

(総会等)

第7条 推進ネットワーク会議に、総会を置く。

- 2 推進ネットワーク会議に、活動の方向性について検討等を行うためのコア会議、また、専門的事項について調査、研究等を行うためのワーキンググループを置くことができる。
- 3 推進ネットワーク会議総会、コア会議及びワーキンググループ（以下、「総会等」という。）の運営に関し必要な事項は、別に定める。

(構成)

第8条 総会等は、会員をもって構成する。

(招集)

第9条 総会は、会長が招集する。

(庶務)

第10条 推進ネットワーク会議の事務局は、愛知県経済産業局スタートアップ推進課内に置く。

(雑則)

第11条 この要綱に定めるもののほか、推進ネットワーク会議の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附則

この要綱は、平成30年4月25日から施行する。

附則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和元年9月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和元年11月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和2年2月28日から施行する。

附則

この要綱は、令和2年12月21日から施行する。

附則

この要綱は、令和8年3月31日から施行する。